

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	荒木地域 (第1区、第2区、第3区、第4区、第5区、第15区、第6区、第7区、第8区、第9区、第10区、第14区、第13区、下村、相川、上村、笹尾、湯納楚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 13日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

荒木地域は、集落営農組織と個人耕作者が担い手となっているが、若手農業者が少なく、集落営農組織内も高齢化しており、後継者不足の状況にある。地域の農用地等は約321.4haであり、農地台帳に登録された耕作者は664名(平均年齢71歳)であるが、実態は厳しい状況である。  
畜産業が多い地域性もあり、主たる農作物は米及びWCS、一部施設園芸で野菜(トマト、小松菜等)が栽培されている。地域内に一部基盤整備されていない不整形地があり、大型機械が入らないなどの農作業効率の点でも課題も見られる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業は、現状と同じく、畜産業及び米やWCSを中心とした土地利用型農業を想定しているが、WCSについては、今後の地域の畜産業の状況が大きく影響するため、対策を考える必要がある。農業の担い手については、集落営農組織内の高齢化、オペレーター不足の状況から、個々の認定農業者等が中心となることを想定している。  
今後の後継者不足による作業者の確保やスマート農業の導入に対する課題に対応するため、作業受委託や農業支援サービスの活用、基盤整備のハード面など検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	321.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	321.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

荒木地域は、過去の基盤整備により地域の住宅地と農用地の棲み分けは行われているが、一部基盤整備されていない農地があり、農作業を効率的に行うことが難しい面があるため、今後も引き続きあり方を検討していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状を維持し、耕作放棄地を出さないためにも、認定農業者を中心とした担い手への集積を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の一部で基盤整備がされていない不整形地があるため、整備の可否や今後も活用するかを含め検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
若手農業者が少なく後継者不足であり、また、土地利用型農業が中心で年間雇用が厳しいため、作業受委託の活用や短期雇用できるような農業支援サービスがあれば活用を検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カラスやアライグマの被害があるため、補助金を活用しながら対応を進めていく。
- ⑨引き続き耕畜連携の取組を継続していく。